

科目等履修生・聴講生について

■科目等履修制度

科目等履修制度は大学および短期大学部で開講している授業科目を履修し、正規の単位を修得できる制度です。履修した科目については成績評価され、合格した場合は単位を認定します。この制度で修得した大学の単位をもって大学評価・学位授与機構に申請し、基礎資格などの定められた要件を満たすことができれば、学士の学位を得ることができます

(大学改革支援・学位授与機構 <http://www.niad.ac.jp/>)。

【重要なお知らせ】

教育職員免許状の取得については、教育職員免許法および同施行規則が、2019年度より新しい法令に改正されます。

この法改正により、2019年度の本学科目等履修生は、原則改正後の新課程が適用となります。そのため、2019年度以降に本学科目等履修生として新課程のもと教員免許状の取得要件を満たそうとする場合は、新課程での科目の追加履修が必要となります。予め御理解のうえ御出願ください。

※旧課程適用者及び御不明な点がある場合は、教務課までお問い合わせください。

■聴講制度

聴講制度は大学および短期大学部で開講している授業科目を聴講できる制度です。聴講した科目について成績評価を受けることはできますが、単位は認定されません。

■出願手続き

出願に関する募集要項及び所定様式です。よくご確認のうえ出願ください。

【2024年度 科目等履修生・聴講生募集要項はこちら】

【科目等履修・聴講願（様式）はこちら】

【健康診断書（様式）はこちら】

履修可能な授業科目は、次の一覧で確認してください。

【2024年度 科目等履修・聴講が可能な科目一覧はこちら】

■履修期間

履修期間は、履修を許可された授業科目の授業期間とし、1年以内とします。ただし、授業科目により、1年を超える授業期間があるものについては、この限りではありません。

■単位の修得方法【科目等履修生】

科目等履修生が履修した授業科目の単位の修得については、本学の学生が履修する授業科目の単位の修得方法の例によります。

■履修科目単位修得証明書の交付【科目等履修生】

科目等履修生が履修した授業科目の単位を修得した場合は、その授業科目についての履修科目単位修得証明書を交付します。

■科目等履修生証・聴講生証

科目等履修生に科目等履修生証を、聴講生に聴講生証を交付します。科目等履修生は科目等履修生証を、聴講生は聴講生証を携帯していなければなりません。

【問い合わせ先】

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 教学支援部教務課

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

TEL: 06-6429-9904 FAX: 06-6426-2307

E-mail: curriculum_u@sonoda-u.ac.jp